○第17号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　21

⑵　借入件名及び数量　カーテン賃貸借　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　借入期間　平成28年７月１日から平成33年６月30日

⑸　借入場所　国立大学法人島根大学医学部附属病院

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。（代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。）

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人島根大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成28年度に中国地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、島根大学の競争参加資格については、島根大学財務部財務課にて随時受け付けている。

⑶　本公告に示した物品を学長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

⑷　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第２条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。

⑹　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693―8501 出雲市塩冶町89―１　国立大学法人島根大学医学部会計課契約第二係　向山　孝行　電話0853―20―2043

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年２月16日10時00分　島根大学医学部本部棟第二会議室

⑷　入札書の受領期限　平成28年３月18日17時00分

⑸　開札の日時及び場所　平成28年４月12日15時00分　島根大学医学部本部棟第二会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を貸付けできることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると学長が判断した入札者であって、国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasunao Hattori, President, The National University Corporation Shimane University

⑵　Classification of the products to be procured : 21

⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Curtain lease 1 Set

⑷　Rent period : From 1 July, 2016 through 30 June, 2021

⑸　Rent place : The National University Corporation Shimane University Faculty of Medicine Hospital

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for The National University Corporation Shimane University,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2016 in the Chugoku area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by The National University Corporation Shimane University,

C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by President,

D　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,

E　meet the qualification requirements which President, The National University Corporation Shimane University may specify in accordance with Article 2 of the Regulation,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, The National University Corporation Shimane University.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　18 March, 2016

⑻　Contact point for the notice : Takayuki Mukouyama, Contracting Section 2, Accounting Division, The National University Corporation Shimane University Faculty of Medicine, 89―1 Enya-cho Izumo-shi 693―8501 Japan, TEL 0853―20―2043

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月26日

国立大学法人山口大学長　岡　　正朗

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　35

○第14号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　2

⑵　購入等件名及び数量　重油ＪＩＳ１種２号いおう分（ＷＴ％）1.0％以下　300KL

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　平成28年４月１日から平成28年６月30日

⑸　納入場所　学長が指定する場所

⑹　入札方法　入札金額は、１KL当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人山口大学の契約事務取扱要項第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。